

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	1 一時預かり事業	一時預かり事業に必要な経費	1/3	保育対策等促進事業	1 一時・特定保育等事業	一時・特定保育等事業に必要な経費	1/3
	(1) 保育所型及び地域密着型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)				(1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)		
	1か所当たり年額 1,350,000円 (300人以上900人未満)				1か所当たり年額 270,000円 (25人以上300人未満)		
	2,430,000円 (900人以上1,500人未満)				810,000円 (300人以上600人未満)		
	3,510,000円 (1,500人以上2,100人未満)				1,350,000円 (600人以上900人未満)		
	4,590,000円 (2,100人以上2,700人未満)				1,890,000円 (900人以上1,200人未満)		
	5,670,000円 (2,700人以上3,300人未満)				2,430,000円 (1,200人以上1,500人未満)		
	6,750,000円 (3,300人以上3,900人未満)				2,970,000円 (1,500人以上1,800人未満)		
	7,830,000円 (3,900人以上)				3,510,000円 (1,800人以上2,100人未満)		
	※ 保育所型における経過措置分 270,000円 (25人以上300人未満)				4,050,000円 (2,100人以上2,400人未満)		
(2) 地域密着II型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)	4,590,000円 (2,400人以上2,700人未満)						
1か所当たり年額 1,215,000円 (300人以上900人未満)	5,130,000円 (2,700人以上)						

改正後

2,187,000 円  
(900 人以上 1,500 人未満)

3,159,000 円  
(1,500 人以上 2,100 人未満)

4,131,000 円  
(2,100 人以上 2,700 人未満)

5,103,000 円  
(2,700 人以上 3,300 人未満)

6,075,000 円  
(3,300 人以上 3,900 人未満)

7,047,000 円 (3,900 人以上)

※ (1)、(2) ともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること

改正前

(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額)

(2) 特定保育事業  
一時保育促進事業と同じ

※ (1)、(2) ともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること

(3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1 か所当たり年額 9,000,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、4,500,000 円)

(4) 地域保育資源活用事業

① 休日保育分

ア 基本分  
1 か所当たり年額 200,000 円  
(ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、100,000 円)

改正後				改正前			
					イ 加算分 利用児童1人当たり日額 2,000円		
					②時間外保育分 ア 基本分 1か所当たり年額 400,000円 (ただし、事業期間が6か月未満 の施設にあつては、200,000円)		
					イ 加算分 利用児童1人当たり日額 2,000円		
					③病児・病後児保育分 ア 基本分 1か所当たり年額 400,000円 (ただし、事業期間が6か月未満 の施設にあつては、200,000円)		
					イ 加算分 利用児童1人当たり日額 5,000円		
	2 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分 される 次に定める額とする)	特定保育事業に必要な 経費					
	1か所当たり年額 270,000円 (25人以上 300人未満)						
	810,000円 (300人以上 600人未満)						
	1,350,000円 (600人以上 900人未満)						
	1,890,000円 (900人以上 1,200人未満)						
	2,430,000円 (1,200人以上 1,500人未満)						
	2,970,000円 (1,500人以上 1,800人未満)						

改正後			改正前		
<p>3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)</p> <p>4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,130,000 円 (2,700 人以上)</p> <p>※1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること</p>					
<p>3 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業</p> <p>①認可保育所 基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下)</p> <p>1 か所当たり年額 1,176,000 円</p> <p>②認可保育所 加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 80,500 円 (210 人超 280 人未満)</p> <p>241,500 円 (280 人以上 350 人未満)</p> <p>402,500 円 (350 人以上 420 人未満)</p> <p>563,500 円 (420 人以上 490 人未満)</p> <p>724,500 円 (490 人以上 560 人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に必要な経費</p>		<p>2 休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業</p> <p>①基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下)</p> <p>1 か所当たり年額 630,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、315,000 円)</p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)</p> <p>189,000 円 (280 人以上 350 人未満)</p> <p>315,000 円 (350 人以上 420 人未満)</p> <p>441,000 円 (420 人以上 490 人未満)</p> <p>567,000 円 (490 人以上 560 人未満)</p>	<p>休日・夜間保育事業に必要な経費</p>	

改正後

改正前

885,500 円  
(560 人以上 630 人未満)

693,000 円  
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円  
(630 人以上 700 人未満)

819,000 円  
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円  
(700 人以上 770 人未満)

945,000 円  
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,071,000 円  
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,197,000 円  
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円  
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円  
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

③認可保育所以外 基本分  
(年間延べ利用児童数が210人以下)  
1か所当たり年額 630,000 円

④認可保育所以外 加算分  
(年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1か所当たり年額  
63,000 円  
(210 人超 280 人未満)

189,000 円  
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円  
(350 人以上 420 人未満)



改正後

改正前

4 病児・病後児保育事業  
 ① 病児対応型  
 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)

1 か所当たり年額  
2,000,000 円  
 (50 人以上 200 人未満)

4,800,000 円  
 (200 人以上 400 人未満)

7,000,000 円  
 (400 人以上 600 人未満)

9,200,000 円  
 (600 人以上 800 人未満)

11,200,000 円  
 (800 人以上 1,000 人未満)

13,200,000 円  
 (1,000 人以上 1,200 人未満)

15,200,000 円  
 (1,200 人以上 1,400 人未満)

17,200,000 円  
 (1,400 人以上 1,600 人未満)

19,200,000 円  
 (1,600 人以上 1,800 人未満)

21,200,000 円  
 (1,800 人以上 2,000 人未満)

23,200,000 円 (2,000 人以上)

② 病後児対応型  
 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)

病児・病後児保育事業  
 に必要な経費

3 病児・病後児保育事業  
 ① 病児対応型  
 ア 4人定員  
 1か所当たり年額 8,480,000 円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設  
 にあつては、4,240,000 円)

イ 2人定員  
 1か所当たり年額 6,030,000 円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設  
 にあつては、3,010,000 円)

②病後児対応型  
 ア 4人定員  
 1か所当たり年額 6,790,000 円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の施設  
 にあつては、3,390,000 円)

病児・病後児保育事業  
 に必要な経費

改正後

改正前

1 か所当たり年額

1,750,000 円

(50 人以上 200 人未満)

4,200,000 円

(200 人以上 400 人未満)

6,200,000 円

(400 人以上 600 人未満)

8,200,000 円

(600 人以上 800 人未満)

10,000,000 円

(800 人以上 1,000 人未満)

11,800,000 円

(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,600,000 円

(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,400,000 円

(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,200,000 円

(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,000,000 円

(1,800 人以上 2,000 人未満)

20,800,000 円 (2,000 人以上)

③低所得者減免分加算

(①及び②に係るもの)

ア 生活保護法による被保護者世帯

5,000 円 × 年間延利用人員

イ 市区町村民税非課税世帯

2,500 円 × 年間延利用人員

(千円未満切り捨て)

イ 2 人定員

1 か所当たり年額 4,630,000 円

(ただし、事業期間が 6 か月未満の  
施設にあっては、2,310,000 円)



改正後

④体調不良児対応型

1か所当たり年額 4,410,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、2,200,000円)

改正前

③体調不良児対応型

1か所当たり年額 4,410,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、2,200,000円)

④経過措置分

ア 病児対応型

a 4人定員 (旧A型病児加算)

1か所当たり年額 6,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、3,000,000円)

b 2人定員 (旧B型病児加算)

1か所当たり年額 4,000,000円

イ 病後児対応型

a 4人定員 (旧A型)

1か所当たり年額 5,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、2,500,000円)

b 2人定員 (旧B型)

1か所当たり年額 3,500,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、1,750,000円)

ウ 施設型 (旧C型)

1か所当たり年額 1,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、500,000円)

エ 派遣型一時保育

1か所当たり年額 1,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の  
 施設にあつては、500,000円)

改正後		改正前	
<p>5 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費</p> <p>1 か所当たり年額 <u>13,386,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>6,693,000 円</u>)</p> <p>②賃借料</p> <p>1 か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費</p> <p>児童 1 人当たり月額 <u>53,400 円</u></p> <p>②家庭的保育支援者経費</p> <p>ア 家庭的保育支援者 6 人以上に 対し配置する場合</p> <p>家庭的保育支援者 1 人当たり年額 <u>4,631,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の場合、<u>2,315,000 円</u>)</p> <p>イ 家庭的保育支援者 3～5 人に 対し配置する場合</p> <p>家庭的保育支援者 1 人当たり年額 <u>2,315,000 円</u></p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>	<p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費</p> <p>1 か所当たり年額 <u>13,416,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>6,708,000 円</u>)</p> <p>②賃借料</p> <p>1 か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育事業</p> <p>ア 家庭的保育者経費</p> <p>児童 1 人当たり月額 <u>54,300 円</u></p> <p>イ 家庭的保育支援者経費</p> <p>家庭的保育支援者 1 人当たり年額 <u>4,698,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の場合、<u>2,349,000 円</u>)</p> <p>ウ 連携保育所経費</p> <p>a 基本分</p> <p>1 か所当たり年額 <u>600,000 円</u></p> <p>b 加算分</p> <p>基本分に加え家庭的保育者 1 人につき次の年額単価を加算 <u>120,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の場合にあっては、a 及び b の単価のそれぞれ半額 (千円未満切り捨て))</p> <p>②家庭的保育者等研修事業</p> <p>1 か所当たり年額 <u>254,000 円</u></p>	<p>待機児童解消促進等事業に必要な経費</p>

改正後

改正前

(ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,157,000円)  
 ③連携保育所経費  
 ア 基本分  
     1か所当たり年額 600,000円  
 イ 加算分  
     基本分に加え家庭的保育者1人につき次の年額単価を加算  
             110,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))

(3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)

d

(5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 937,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業  
 1市町村当たり年額 322,000円

5 保育環境改善等事業

(1) 基本改善事業  
 1事業当たり 7,000,000円

(2) 環境改善事業  
 1事業当たり 1,000,000円

保育環境改善等事業に必要な経費

(3) 認可化移行促進事業  
 1か所当たり年額 2,000,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業  
 ①保育所分園  
 1か所当たり年額 1,200,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、600,000円)

②一時・特定保育実施施設  
 1か所当たり年額 600,000円  
 (ただし、事業期間が6か月未満の場合は、300,000円)

(5) 保育所体験特別事業  
 1事業当たり年額 1,000,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業  
 1市町村当たり年額 584,000円

5 保育環境改善等事業

(1) 基本改善事業  
 1事業当たり 7,000,000円

(2) 環境改善事業  
 1事業当たり 1,000,000円

保育環境改善等事業に必要な経費